

# 坂部達夫の 税制ざっくばらん

第45回 相続税課税～方式変更の方向性～

坂部 達夫 坂部達夫税理士事務所所長、株式会社アサヒ・ビジネスセンター代表取締役。  
法人に対する税理士業務に加え、マネジメントコンサルティング業務、創業支援業務、相続設計・不動産有効活用などの資産税FP業務を行っている。

前回、政府税制調査会にて、相続税を課税する仕組みを検討している旨をお話しました。税制調査会では、各種特例の拡充や減税などにより相続税の負担が低下し、相続税に求められている資産の再分配機能（亡くなった方から被相続人といいますが）が蓄えた資産は、本人の努力はもとより、社会環境などの支援が大きい。したがって、その資産の一部について税を通して社会に還元し再配分するという働きが低下していると言っており、相続税の課税の強化を暗に示しています。

## ● 現行の相続税の課税方式

わが国が現在採用している相続税の課税方式を説明します。まず、被相続人の財産を特定して、不動産とか預貯金とかの個々の財産ごとに金額を算定します。そして、その財産を合計して「遺産の総額」を計算し、その金額から基礎控除（定額控除5,000万円と法定相続人ひとりにつき1,000万円）を差し引いて「課税対象となる金額」を求めます。

ですが、実際にはこの金額に単純に税率を掛けるわけではありません。「課税対象となる金額」を、法定相続人（民法で決められている推定相続人）が民法で決められた一定の割合（法定相続分といいます）で取得したものとみなした金額に税率をかけてそれぞれ仮の相続税額を求めます。そして、その相続税額を合計し、実際に財産を取得した人が取得財産の比率に応じて相続税を負担することになっています。

この方式の背景には2つの考え方があります。ひとつは、被相続人の残した財産をしっかり捉えて課税しようとする考え方。もうひとつは、実際に財産を取得した人に課税しよ

うという考え方。実は、わが国で採用されている方式は、この2つの考え方の折衷的なもの。（長ったらしいのですが）「法定相続分取得方式による資産取得税方式」と言われています。

## ● 2つの課税の仕方

相続税の課税法式には遺産課税方式と遺産取得方式があります。遺産課税方式はアメリカやイギリスで採用されており、遺産全体を課税対象とする方式です。

誰に課税するのかというと、例えば、遺言があった場合に、そのとおりに分ける遺言執行者に対して課税したりします。これは、先ほど説明した遺産の再分配機能が根拠になっています。被相続人の遺産に着目し、一生の間に稼いだ富について所得税でカバーできなかった部分の税金を清算し、富の再分配を行うといった具合です。このやり方ですと、遺産の分割の仕方によって税負担が左右されないというメリットと、財産を取得した相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進課税が適用されず、各々の担税力に応じた課税ができないというデメリットがあります。

もうひとつの遺産取得課税方式はドイツやフランスで採用されています。わが国でも昭和25年から昭和32年まで採用されていた方式です。相続により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を対象に課税します。これは、相続人に対して「棚ボタ」で入った富の増加に着目して、相続人に課税して富の集中を抑制するという考え方に基づいています。このやり方ですと、取得した財産の額に応じた累進課税が適用でき、担税力に応じた課

税ができる反面、分割の仕方によっては税負担に差異が生じてしまいます。実際、相続人が多ければ、また、均分に相続すれば税負担の総額が少なくなるという現実があります。

## ● 21年度税制改正の予測

それでは、現行の課税方式が、これからの税制調査会の審議を経てどのような形式に変更されていくのでしょうか。現行方式は、

- ① 複雑でわかりにくい
- ② 実際の遺産の取得の状況にかかわらず、法定相続人の数によって税額が異なる
- ③ 自分の取得した財産だけではなく、他の相続人が取得した財産が分からなければ計算ができない
- ④ 後で修正が出て、相続人の1人に財産が追加された場合、他の相続人の税額もいっしょに増える

などの問題があると言われています。ということで、方向としては遺産取得税方式を中心に据えて議論することになっています。

## ● みなし相続財産

最後に、個人的に感じていることを述べてみます。生命保険金と死亡退職金です。これらは遺産ではありませんが、その性格から相続財産に組み入れられます。でも、どちらも、通常は受取人が指定されます。法定相続人一人につき500万円の非課税枠が認められていますが、遺産が多い人にとっては結構な負担を招きます。これらについて、一定の非課税枠を設け（500万円）、残りは一時所得（50万円の控除と2分の1総合課税）として課税するほうが、さらに簡素でわかりやすくなると考えています。